

## 成蹊学園三菱留学生奨学金 —2017年度申請要項(大学用)

### ■ 給付対象者

1. 成蹊大学の学部学生または大学院生で、協定留学(JSAFプログラム・短期協定留学は除く)または認定留学のいずれかで外国の大学または研究機関へ留学をする者。
2. 複数回の応募も認めるが、選考の段階で、初回応募者を優先する。ただし、成蹊高校で本奨学金の給付を受けた者が大学で奨学金の給付を受ける場合には、その限りではない。

### ■ 採用人数

若干名

### ■ 給付金額

年額120万円を上限として給付します。なお、特に優れた成果が期待できると認められる者のうち、留学先に応じて費用を算定の上、年額最大220万円まで給付される可能性があります。

### ■ 申請資格

1. 成蹊大学の学部学生または大学院生であること。
2. 申請期間までに受入先大学から受入許可書が届いており、国際課へ留学願を提出していること。
3. 学業成績(GPA3.5以上)、人物ともに優れており、かつ健康であること。
4. 留学先での学修・研究計画が明確であること。
5. 留学先における使用言語に関わる次の基準を満たしていること。

|     |      |                                  |
|-----|------|----------------------------------|
| 英語圏 | 学部生  | TOEFL iBTで92点<br>またはIELTS 6.5以上  |
|     | 大学院生 | TOEFL iBTで100点<br>またはIELTS 7.0以上 |

その他の外国語圏 留学目的に即した、上記英語基準に相当する語学能力を有すること。

6. 留学の出発時点で、本学の学部または大学院に2年以上在学していること。

ただし、本学の学部を卒業して大学院に入学した者については、協定留学にあっては1年以上、認定留学にあっては6ヶ月以上本学大学院の所属する課程に在学していること。

- \* TOEFL ITPのスコアでの申請は認めない。またTOEFLおよびIELTSのスコアは、申請日から遡って2年以内に受験した有効なものであること。
- \* 他奨学金との併給は、認める。ただし、他奨学金の給付団体の規定に従うこと。

### ■ 申請書類

次の書類を国際課に提出してください。

- 成蹊学園三菱留学生奨学金 申請書および誓約書  
国際教育センター国際課にて配布
- 成蹊学園三菱留学生奨学金 学修・研究計画書  
国際教育センター国際課にて配布
- 成蹊学園三菱留学生奨学金 振込口座届  
国際教育センター国際課にて配布
- 成績証明書(最新のもの)
- 語学試験結果の証明書  
必ず本書を持参すること。国際教育センター国際課でコピーをとります。

- \* 申請書類については、「成蹊大学における個人情報の取扱い」による取扱いの他、選考・給付等の諸手続きに必要な範囲内で学内関係部署やその他関係機関へ提供されることに同意の上、申請すること。

### ■ 申請期間

【前期】2017年6月26日(月)～6月30日(金)

【後期】2018年1月22日(月)～2月9日(金)

平日 9:00～17:00(昼休みの11:30～12:30を除く)

土曜日 9:00～12:00

- \* 留学出発前の本人からの申請に限ります。原則として、代理人や海外からの申請は、認められません。なお、留学出発が早期の場合には、申請期間前の受付を認めることがあります。面接選考実施の都合上、必ず留学出発日の2週間前までに国際教育センター国際課まで申請をしてください。

### ■ 受給者の選考

書類審査、面接。ただし、必要に応じて筆記試験を行うこともあります。

### ■ 受給者発表

【前期】2017年7月21日(金) 国際教育センター掲示板(本館北側)にて

【後期】2018年3月2日(金) 国際教育センター掲示板(本館北側)にて

- \* 振込日は受給者発表の際に掲示板にて連絡します。

### ■ 受給者の義務

1. 留学終了後、留学の成果として学修・研究内容についての報告書を提出すること。なお、期日までに報告書の提出がされなかった場合には、奨学金の返還が求められます。
2. 受給対象となった留学が中止あるいは中断された場合には、奨学金の返還を求める場合があります。
3. 三菱奨学生として、学園の広報活動等に協力すること。